

中小企業・個人事業主の皆様へ

富里市中小企業等経営支援金

～新型コロナウイルス感染症の影響を受けている

中小企業・個人事業主の皆様を支援します～

現在、市が実施している「小規模事業者緊急支援交付金」を新たに「中小企業等経営支援金」として企業規模と対象業種を拡大し、引き続き支援します。

対象事業者

中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業及び個人事業主で、かつ、対象業種に該当し、以下の①②③の条件いずれかに該当するもの

- ①富里市内に本店、支店もしくは事業所がある法人
- ②富里市内に住民登録がある個人事業主
- ③富里市内に店舗等があり、富里市外に住民登録がある個人事業主

※すでに「富里市小規模事業者緊急支援交付金」の交付を受けた事業者は対象となりません

交付要件

①②③共通

- ・今後も事業を継続する意思があること
- ・富里市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員ではないこと
- ・法令及び公序良俗に反していないこと
- ・富里市税を滞納していないこと

交付金額

- ①② 1事業者につき 10万円
- ③ 1事業者につき 5万円

申請期間

令和2年8月3日（月）～12月25日（金）

申込方法

感染症拡大防止のため、原則、郵送で送付

【申請先・不明な場合のお問合せ】

〒286-0292 富里市七栄 652 番地 1
富里市役所商工観光課
0476-93-4942

※申請方法などの詳細は裏面をご覧ください。

ダウンロード等
QRコード



(1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業及び同法第2条第5項に規定する小規模事業者の範囲

業種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①卸売業	1億円以下	100人以下
②サービス業	5,000万円以下	100人以下
③小売業	5,000万円以下	50人以下
④製造業、建設業、運輸業 その他の業種（①～③を除く）	3億円以下	300人以下

(2) 産業分類に該当する事業を営んでいるものの範囲

産業分類	
大分類D	建設業
大分類E	製造業
大分類F	電気・ガス・熱供給・水道業
大分類G	情報通信業
大分類H	運輸業・郵便業
大分類I	卸売業、小売業（60 その他の小売業のうち603 医薬品・化粧品小売業の6033 調剤薬局を除く。）
大分類J	金融業、保険業（62 銀行業、63 共同組織金融業、64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、65 金融商品取引業、商品先物取引業、66 補助的金融業等を除く。）
大分類K	不動産業、物品賃貸業
大分類L	学術研究、専門・技術サービス業
大分類M	宿泊業、飲食サービス業
大分類N	生活関連サービス業、娯楽業
大分類O	教育、学習支援
大分類P	医療、福祉（83 医療業のうち831 病院、832 一般診療所、833 歯科診療所、85 社会福祉保険・社会福祉・介護事業のうち854 老人福祉・介護事業、855 障害者福祉事業を除く。）
大分類R	サービス業（他に分類されないもの）（93 政治・経済・文化団体、94 宗教を除く。）

(3) 必要書類

富里市ホームページから必要書類をダウンロードし、下記の書類を郵送にて提出してください。

① 支援金申請書兼請求書（様式第1号）
② 支援金の振込先の通帳の写し（通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ目）
③ 法人登記事項証明書（原本） ※事業所のみ市内の場合は、直近の法人市民税の確定申告書の写し（第二十号様式）も添付。
④ 個人事業主の場合は事業を営んでいることがわかる書類 ※令和元年分の確定申告書第一表の控え 令和元年分の所得税青色申告決算書の控え（両面）などから1点（すべてコピーで可）
⑤ その他市長が必要と認める書類 ※提出書類の様式・記入例は、富里市ホームページに掲載しています。

(4) その他

申請書等については、日吉台出張所、富里市商工会の窓口でも配布しています。